○内閣府令第三十五号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）を実施するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第一条の四）	第一章　総則（第一条―第一条の四）
第一章の二　妊婦のための支援給付（第一条の四の二―第一条の四の五）	
第一章の三・第一章の四　［略］	第一章の二・第一章の三　［同上］
第二章　［略］	第二章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四款　教育・保育等に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）	第四款　教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）
第二節　［略］	第二節　［同上］
［第三章～第六章　略］	［第三章～第六章　同上］
附則	附則
第一章の二　妊婦のための支援給付	［章を加える。］
（法第十条の九第一項の認定の申請）	
第一条の四の二　法第十条の九第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする者が、当該認定の申請を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。	［条を加える。］
一　妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告	
二　届出年月日	
三　氏名、年齢、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び職業	
四　居住地	
五　妊娠月数（申請日において、既に出産、死産又は流産している場合は、それらが確認された日）	
六　医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名	